

### 第三みづま敬和苑 利用料金のご案内

R7.12月改正

1割負担者の場合 〈1ヵ月(30日)あたり〉					
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	682	753	828	901	971
個別機能訓練加算 (日額)	12	12	12	12	12
日常生活継続支援加算 (日額)	46	46	46	46	46
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6
夜間職員配置加算Ⅱ (日額)	46	46	46	46	46
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	61	61	61	61	61
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	12	12	12	12	12
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	23	23	23	23	23
介護保険1割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算(14%)》	28,591	31,019	33,584	36,081	38,475
居住費 (2,066/日)	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	133,921	136,349	138,914	141,411	143,805

※その他

- ①該当される利用者には「初期加算費」として「日額30円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。
- ②入所時に1回限り安全対策体制加算として20円が必要になります。
- ③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食6円」、「月額(30日)540円」が別途必要になります
- ④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれか一つを算定させていただきます。  
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。
- ⑤夜間職員配置加算は(Ⅱ)か(Ⅳ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅳ)を算定した場合の合計を表示しています。

利用者負担の軽減(負担軽減措置) (市町村民税世帯非課税や預金額の条件あり)	
第1段階	生活保護受給者等
第2段階	年間所得が <sup>※</sup> 80万円以下
第3段階①	年間所得が <sup>※</sup> 80～120万円以下
第3段階②	年間所得が <sup>※</sup> 120万円以上

	居住費	食事費
第2段階	880円 (月額26400円)	390円 (月額11700円)
第3段階①	1370円 (月額41100円)	650円 (月額19500円)
第3段階②	1370円 (月額41100円)	1360円 (月額40800円)

#### 負担軽減を受けた場合の月額合計(特別養護老人ホーム)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第2段階	66,691	69,119	71,684	74,181	76,575
第3段階①	89,191	91,619	94,184	96,681	99,075
第3段階②	110,491	112,919	115,484	117,981	120,375

2割負担者の場合 〈1ヵ月(30日)あたり〉					
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	1,364	1,506	1,656	1,802	1,942
個別機能訓練加算 (日額)	24	24	24	24	24
日常生活継続支援加算 (日額)	92	92	92	92	92
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	44	44	44	44
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36	36	36	36	36
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	12	12	12	12
夜間職員配置加算Ⅱ (日額)	92	92	92	92	92
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	122	122	122	122	122
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	24	24	24	24	24
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	46	46	46	46	46
介護保険2割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算(14%)》	57,182	62,039	67,169	72,162	76,950
居住費 (2,066/日)	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	162,512	167,369	172,499	177,492	182,280

※その他、

- ①該当される利用者には「初期加算費」として「日額60円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。
- ②入所時に1回限り安全対策体制加算として40円が必要となります。
- ③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食12円」、「月額(30日)1080円」が別途必要となります。
- ④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれか一つを算定させていただきます。  
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。
- ⑤夜間職員配置加算は(Ⅱ)か(Ⅳ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅳ)を算定した場合の合計を表示しています。

3割負担者の場合 〈1ヵ月(30日)あたり〉					
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 (日額)	2,046	2,259	2,484	2,703	2,913
個別機能訓練加算 (日額)	36	36	36	36	36
日常生活継続支援加算 (日額)	138	138	138	138	138
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66	66	66	66	66
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54	54	54	54	54
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18	18	18	18	18
夜間職員配置加算Ⅱ (日額)	138	138	138	138	138
夜間職員配置加算Ⅳ (日額)	183	183	183	183	183
看護体制加算(Ⅰ) (日額)	36	36	36	36	36
看護体制加算(Ⅱ) (日額)	69	69	69	69	69
介護保険3割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算(14%)》	85,774	93,058	100,753	108,243	115,425
居住費 (2,066/日)	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食事費 (1,445/日)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
月額合計	191,104	198,388	206,083	213,573	220,755

※その他、

- ①該当される利用者には「初期加算費」として「日額90円」、30日間(ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数)別途必要となります。
- ②入所時に1回限り安全対策体制加算として60円が必要となります。
- ③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食18円」、「月額(30日)1620円」が別途必要となります。
- ④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれか一つを算定させていただきます。  
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。
- ⑤夜間職員配置加算は(Ⅱ)か(Ⅳ)どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は(Ⅳ)を算定した場合の合計を表示しています。